

幸区地域みまもり支援センター遊具貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、幸区地域みまもり支援センター（以下「支援センター」という。）において管理している遊具（以下「遊具」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 支援センターは、「地域の子どもたちの健やかな成長を支えることを目的として遊具を使用する」次の各号のいずれかに該当する個人・団体に貸出すものとする。

- (1) 幸区内に在住する乳幼児をもつ家族
- (2) 幸区内で子育て支援活動を行う団体、機関等
- (3) その他、幸区役所地みまもり支援センター長（以下「支援センター長」という。）が特に必要と認める団体、機関等

(貸出手続)

第3条 遊具の貸出しを受けようとする者は、貸出希望期間の初日の7日前の日までに「幸区地域みまもり支援センター遊具借用申請書」（別記様式第1号）を支援センター担当部長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、貸出希望期間初日の3箇月前の月の1日から提出することができる。

3 支援センター担当部長は、貸出の可否を審査決定し、承諾したときは「幸区地域みまもり支援センター遊具使用許可書」（別記様式第2号）を交付するものとする。

(貸出期間)

第4条 遊具の貸出期間は、7日以内とする。ただし、遊具の貸出しを受けた者（以下「使用者」という。）があらかじめ支援センター担当部長の承認を得た場合は、この限りでない。

(転貸・譲渡の禁止)

第5条 使用者は、貸出しを受けた遊具を転貸又は譲渡してはならない。

(遊具の管理)

第6条 使用者は貸出しを受けた遊具は遊具としての使用方法を厳守し、届出の使用目的に従って使用しなければならない。

2 使用後は清掃した上、良好な状態で返却しなければならない。

3 借用時と返却時には、遊具の状態を支援センター職員立会いのもと確認しなければならない。

(損害又は紛失の届出)

第7条 使用者は貸出しを受けた遊具を破損、又は紛失した場合は、速やかにその旨を支援センター長に届け出なければならない。

2 前項の破損又は紛失の理由が故意又は使用者の管理が不十分なために生じたものであるときは、使用者は、損害の実費を賠償しなければならない。

3 遊具の使用中に生じた責任は、使用者が負うものとする。

(費用の負担)

第8条 遊具の貸出料は無償とする。

2 遊具の搬送及び貸出期間中の維持管理等に要する経費は、使用者の負担とする。

(貸出中止)

第9条 支援センター長は、使用者が貸出期間中に本要綱に違反した場合、又はその他特に必要と認めるときは、遊具を返却させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、支援センター長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月26日から施行

附 則

この改正要綱は、平成25年7月2日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

	担当	担当課長	課長	センター長

幸区地域みまもり支援センター遊具借用申請書

年 月 日

幸区地域みまもり支援センター長 様

申請者 住所

氏名 印

幸区地域みまもり支援センター遊具貸出要綱第3条の規定により、
下記のとおり申請します。

使用団体名			
使用責任者住所			
使用責任者氏名		電話	—
使用備品名及び数量			
使用日時	年 月 日() 時～ 年 月 日() 時まで		
使用目的			

別記様式第2号(第3条関係)

幸区地域みまもり支援センター遊具使用許可書

年 月 日

様

幸区地域みまもり支援センター長

年 月 日申請のありました遊具の使用を許可します。

1 許可条件

(1) 貸出しを受ける時及び返却時には必ず係員の確認を受けること。

(2) その他幸区地域みまもり支援センター遊具貸出要綱を厳守すること。

2 許可の内容

使用団体名			
使用責任者住所			
使用責任者氏名		電話	—
使用備品名及び数量			
使用日時	年 月 日() 時～ 年 月 日() 時まで		
使用目的			